

ニュージーランド・ウェリントン

2011年1月11日

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長殿

貴連盟が日本における「手話言語法」法制化達成に向けた取り組みをされていることに対して、心より賛同の意を表したいと存じます。

法制化が実現した暁には、「手話は言語である」ことが法による認知を受けることになり、国連障害者権利条約で定められている情報・コミュニケーションへのアクセスが保障されることにもなるでしょう。

障害者権利条約に関する審議のなかで、聴覚障害のある方々にとって手話がこの上なく重要なものであること、また、手話が言語としてかけがえのない役割を担うものであることは、明確に認識されております。障害者権利条約は、その条項のなかで手話の重要性を明記し、「言語」の定義のなかに手話を明白に含んでいます。

貴連盟の取り組みが成功すれば、日本国内のみならず、国際的にも有意義な効果をもたらされることとなります。手話が言語としていっそう普及し認知されていく、また、障害者権利条約がより一般のレベルで実行に移されていくことに、寄与されることになるでしょう。

障害者権利条約は、条約に明記されている諸権利の促進と完全な実現を確実なものとするために、障害のある方々および障害者団体が政府との協働において中心的な役割を果たすべきことを認識しています。貴連盟の取り組みはまた、そのような障害者権利条約の理念とも合致するものです。

貴連盟が、その取り組みにおいて大きな成功を収められますことを、心よりお祈り申し上げます。

ドン・マッケイ

(障害者権利条約に関する国連特別委員会議長)